

# 機能別団員「災害対応団員」について

○令和5年10月1日～入団開始

## 創設の背景

- ・ 団員数減少による地域防災力の低下
  - ・ 災害の多発・激甚化
  - ・ 30～50代の退団者数が多い（仕事や家庭での負担増大等）
- 長年消防団に在籍し、知識や経験を有する現役世代の元団員が多数存在している。

団員への負担増加

## 要件

- ・ 15年以上の消防団歴を有する元団員。
- ・ 火災等の災害発生時（大規模災害含む）における活動に従事する。
- ・ 定年は基本団員と同じ70歳。
- ・ 退職報償金の積み上げ（加算）対象外。

## 所属

各分団（小学校区ごと）

## 階級

「団員」のみ

## 処遇

- 【出勤報酬】 4,000円（4時間超えるごとに4,000円の加算）  
※基本団員と同じ
- 【年額報酬】 8,000円  
※基本団員「団員」36,500円

（基本団員との年額報酬の差について）

年額報酬は、①機器の点検など即応体制を取るために必要な作業や②会議の出席や地域活動など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を有しているが、「災害対応団員」については、原則①及び②への参加を不要としているため。

ただし、入団後は車両・資機材等の取扱いを習熟するための訓練参加及び年1回以上の訓練参加は必要である。

※基本団員との移行について

基本団員

⇄

災害対応団員

移行は可能であるが、災害対応団員の期間は退職報償金の対象外となる。

## ※その他

- ・ 公務災害補償 適用される
  - ・ 消防協会関連（火災共済・福祉共済・弔慰金・見舞金等） 適用外
- ※協会会費等差引きなし